

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中本正人君）この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 岡君から平成28年3月16日付をもって議案2件が、文教厚生委員会委員長 堀内君から平成28年3月18日付をもって議案2件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番 高本君、19番 小西君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第48号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（中本正人君）日程第2 議案第48号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、委員長報告の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第48号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について を審査するため、3月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第48号は、行政不服審査法において、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一元化したこと、審理員制度を導入したこと、行政不服審査会等の第三者機関への諮問手続きを新設したこと、また、審査請求手続きにおける提出書類の写しの交付等で、審査請求人等の手続き保障を拡充したこと、審査請求期間を60日から3カ月に延長したことなどを主な改正点とする法改正がなされたことに伴い、関係する8本の条例について、同法の改正内容に沿った改正を行うものである。

委員から、年間の不服申立件数についてただしがあり、年間二、三件程度であるとの答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号 橋本市駐車場基金
条例について から、日程第6 議案第49
号 市道路線の認定について までの4件

○議長（中本正人君）日程第3 議案第29号 橋本市駐車場基金条例について から、日程第6 議案第49号 市道路線の認定について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）おはようございます。

経済建設委員会に付託された委員長報告をさせていただきます。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第29号 橋本市駐車場基金条例について、議案第32号 橋本市エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第33号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第49号 市道路線の認定について を審査するため、3月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたしま

す。

記。

議案第29号は、橋本駅前市営駐車場の機械設備は耐用年数が過ぎているものの、財政的理由により、すぐの更新が難しい状況であることから、毎年生じている収支剰余金を管理等の費用として積み立てるため、新たに基金を設けるものである。

委員から、月単位の利用数と年度単位の収支について ただしがあり、駐車後30分は無料のため、有料駐車台数としては平成27年度は月約400台前後であり、年間収支状況は平成24年度収入282万8,900円、支出82万590円、差引200万8,310円、25年度は収支差引224万1,288円、同じく26年度は227万6,706円である との答弁がありました。

議案第32号は、エコパーク「紀望の里」の温浴施設の利用者数が、23年4月の開設当初の計画数を大きく上回っており、利用者の利便性の向上や設備の老朽化への対応のため、現在改修工事を実施している。これら施設の充実により発生する新たな維持管理費用を確保するために使用料を改定するものである。また、運営を委託している地元区からの依頼があったこと、利用者の混乱解消につながることから、利用時間を現行の休日利用時間に統一するものである。

委員から、改修内容について ただしがあり、げた箱の改修、脱衣所ロッカーとシャワーの増設、露天風呂の新設である との答弁がありました。

利用時間の設定について ただしがあり、利用者の中には午後9時以降も利用したいとの声もあるが、昨年度実績で70歳以上の利用が42%あり、高齢の方は早い時間帯に利用されることが多く、午後9時直前に利用されるのは家族連れが多い。時間延長は委託料の増額になることから、今後も利用者の意向を聞

く機会を持ち、運営委託している地元区とも協議していきたいとの答弁がありました。

市民または伊都郡在住の70歳以上であることの確認について ただしがあり、当初は免許証や保険証で確認していたが、計画を大きく上回る利用者があり、恒常的な利用で過去既に確認済みの利用者も多く、また、はじめての利用で自ら提示される利用者もいる中では、全ての利用者に対する確認となっていないのが現状であるとの答弁がありました。

議案第33号は、やどり温泉いやしの湯の夏季期間及び休前日の宿泊利用が、満室により不可となるケースが非常に多く、収益増につながっていない現状を踏まえ、経営安定化を図るため、宿泊料金と1室の利用定員を増やすものである。

委員から、顧客満足度(CS)について ただしがあり、CS調査については、指定管理者において、アンケート形式ではなく、利用者に対して声をかけ、満足された点や不満点について具体的に聞き取り、その後の経営に反映していく対応を既に行っており、その報告を市に定期的にいただいている。不満点で最も高いのがアクセスに関する内容で、道が狭い、夜になると帰るのが怖いほど暗いなど、施設本体に関するものでないことから対策に苦慮するところであるが、より良いおもてなしで満足向上につなげるよう指導している。アクセスに関しては、県に対し道路整備に係る働きかけを行うとともに、随時道路状況の把握に努め、災害等危険箇所の発生などに注意を払っているとの答弁がありました。

料金体系を含め、利用者がわかりやすい情報発信と高齢者の利用に向けた対応について ただしがあり、自炊と食事付きの場合、また、浴室の有無など細かく設定したパッケージから自分にふさわしいものを選べる料金体系表示に変えることについて指定管理者と協議を

しており、施設の見取図や鍋やコップ、皿、包丁といった備え付け備品等の表示も含め、利用者にわかりやすい情報発信に努める。また、高齢者の利用の観点から折りたたみベッドの配置についても検討するとの答弁がありました。

インバウンド誘客の戦略について ただしがあり、広域観光ビジネス共同体(DMO)を観光部門で立ち上げたいと考えており、関係自治体と協議を進めている。また、LCCを使っての訪日外国人が非常に多い関西国際空港の到着口にある中小企業団体中央会のアンテナショップが4月から24時間営業となるのを機に、やどり温泉の魅力を含め、本市とその周辺への誘客のための要素をしっかりと詰め込んだ外国人用パンフレットを配置していると考えているとの答弁がありました。

議案第49号は、民間事業者が宅地造成に伴い設置した道路について、安田嶋3号線として認定するものと、伏原田原線新設延長工事に伴い既存の応其6号線が分断されたことによる新設道路との新たな取り付け道路を応其31号線として認定し、また、伏原田原線について市道南側道吉原名古曾線への接続延伸分324.2mを新たに市道認定するものであり、委員会はさきに現地へ赴き、調査の後審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上でございます。よろしくご審議のほど、ご採択いただきますようお願いを申し上げます。委員長報告といたします。

○議長(中本正人君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中本正人君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市駐車場基金
条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第32号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市エコパーク
「紀望の里」設置及び管理条例の一部を改正
する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第33号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 やどり温泉いやし
の湯設置及び管理条例の一部を改正する条例
について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第49号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 市道路線の認定に
ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。